

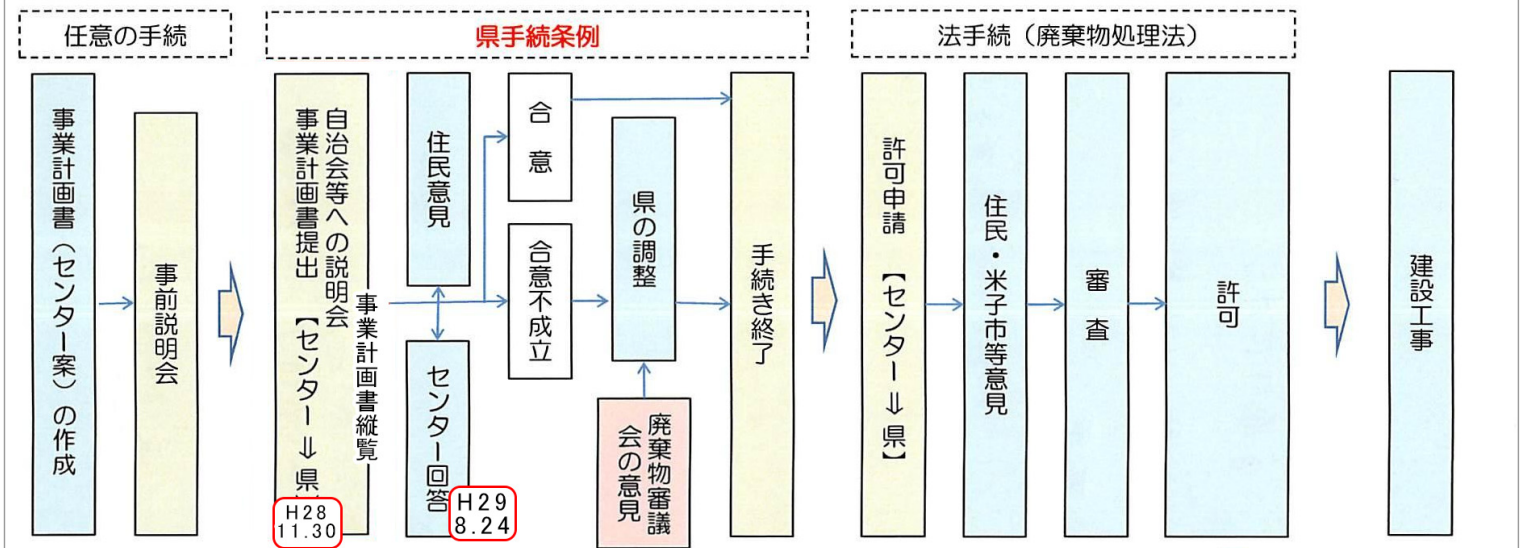
淀江町に計画されている産業廃棄物処分場に関する監査請求について

(請求内容の要旨)

1. 「開発協定（淀江町と環境プラント(株)の間で結ばれたもの、米子市有地を一般廃棄物最終処分場の用途以外には使わないことを定めたもの）」を改定しないこと
2. 米子市有地を、産廃処分場用地として提供しないこと

今後の手続の流れ（想定）

環境管理事業センター



第一回監査請求（平成27年8月24日請求平成27年9月8日却下）

現在、この産廃処分場の整備に当たり見直し検討作業が行われている状態であり設置許可申請においては、**条例に基づく事前手続きの必要となる**。このことから現時点では、「相当の確実さをもって、この土地の使用に関し米子市とセンターの間で協定の締結等がなされることが予測される」とは認められない。

第二回監査請求（平成28年12月9日請求平成29年1月26日却下）

今後、事業者であるセンターは、関係住民に対する事業説明会を開催し、また、関係住民は事業計画についての意見書を知事及び事業者に提出する等の**県条例に基づく手続きが行われていくものと思われる**。この現状を踏まえると、土地の用途変更及び使用承諾書の提出が、現時点で「相当な確実さをもって予測される。」とは、認められない。

第三回監査請求（平成29年6月28日請求平成29年7月26日却下）

事業者であるセンターは、見解書の縦覧を終了したところであるが、引き続き**県条例に基づく手続きが現在も行われている**。この現状を踏まえると、土地の用途変更並びに土地の使用承諾及び契約締結が、現時点で「相当な確実さをもって予測される。」とは認められない。